

法人文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

日本年金機構



令和6年4月4日受付の法人文書開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり不開示とすることとしましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

- ① どのような場合に障害基礎年金の不正受給の通報者に対し、不正受給に関する調査の実施の有無及び調査結果を伝えることになっているかがわかる文書（最新版）
- ② 障害等級2級16号に基づく障害基礎年金の不正受給事例を取りまとめた文書（存在するもの全部）

2 不開示とした理由

- ・上記①の①

対象の法人文書は作成されておらず、保有もしていないため、文書不存在で不開示となります。

- ・上記①の②

請求のあった法人文書は、不正受給の情報提供があった事例のうち、対象事例を限定したものであり、対象の法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不正受給の情報提供があった対象者の調査結果及び年金の受給状況が明らかになるおそれがあり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の個人に関する情報を開示することになるため、同法第8条の規定に基づき、当該開示請求にかかる法人文書の存否を明らかにせず、不開示とします。

※ この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日本年金機構に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜開示決定内容に関する照会先＞

日本年金機構
年金給付部給付事業推進グループ
担当 鈴木
電話：03-5344-1100（代表）
(内線) 3521

＜開示請求制度に関する照会先＞

日本年金機構
経営企画部総務室情報公開文書グループ
担当 岩田・小林
電話：03-5344-1100（代表）
(内線) 1123